

## 多賀町立図書館選書方針

平成21年6月1日制定

多賀町立図書館

多賀町立図書館は、町民の「知る権利」を社会的に保障し、また必要な情報を提供し、自己啓発や地域づくりなどに貢献していく施設である。

そのため、町民の要求や社会的動向等が的確に反映されるよう十分配慮して、自主的な学習、調査研究、教養、趣味、娯楽、実用等に必要な資料および情報を幅広く収集していくものとする。

多賀町立図書館の資料収集に係る選書方針を、以下のとおり定める。

### (資料の収集範囲)

多賀町立図書館の資料は、国内出版物を中心に、

- (1) 図書（絵本・児童図書・紙芝居・ヤングアダルト図書も含む）
- (2) 逐次刊行物
- (3) 地域・行政資料
- (4) 視聴覚資料（CD・カセットテープ・ビデオ・DVD含む）
- (5) 障害者サービス用資料
- (6) その他（パンフレット他）

など、時代の要求にあった多様な形態のものを、基本的なものから必要に応じて専門的なものまで、全分野にわたって幅広く収集する。

### (選書)

購入資料については、「選書会議」を開き、司書職員の合議によって選書する。

その際、

- (1) 科学技術の進展や社会的動向に留意し、常に新鮮な情報を備えた資料を選定する。
- (2) 図書館員の個人的関心や好みによって選択せず、幅広い分野の資料を選定する。
- (3) 多様な、また対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く選定する。
- (4) あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して、自由かつ公平に扱う。著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれ、その著作を排除することはしない。
- (5) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
- (6) 人権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。

などの点に留意する。

なお、寄贈資料の受け入れ判断についても、購入資料に準じて選書する。

職員間で意見が分かれた場合の最終判断は、図書館長が行なう。

### (未所蔵資料へのリクエスト)

リクエストされた未所蔵資料は、「資料の収集範囲」に基づき、できる限り収集する。ただし学習参考書、学習問題集、ゲーム攻略本等、単体では成立しない資料へのリクエストは、基本的に受け付けない。

入手不可能な資料については、他の図書館や国立国会図書館からの借用等により提供する。

購入を含めた提供方法は、「選書会議」で決定する。